

平成28年度 スポーツ競技大会出場選手奨励金交付一覧

資料2

No.	種目	大会名	開催月	金額	備考
1	陸上（走り幅跳び）	第27回 日本パラ陸上競技選手権大会	4～5月	10,000	
2	水泳	第92回日本選手権水泳競技大会 兼 第31回リハビリテーションのつぎ競技大会代表選手選考会	4月	10,000	
3	陸上（棒高跳び）	第50回記念織田幹雄記念国際陸上競技大会兼 第31回リハビリテーションのつぎ競技大会代表選手選考競技会	4月	10,000	
4	水泳	ジャパンオープン2016	5月	10,000	
5	陸上（走り幅跳び）	IPC公認 2016ジャパンパラ陸上競技大会	6月	10,000	
6	太極拳	第33回全日本武術太極拳選手権大会	7月	10,000	
7	太極拳	第33回全日本武術太極拳選手権大会	7月	10,000	
8	空手道	第43回全国高等学校空手道選手権大会	7月	10,000	
9	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	8月	10,000	
10	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	8月	10,000	
11	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	8月	10,000	
12	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	8月	10,000	
13	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	8月	10,000	
14	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	8月	10,000	
15	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	8月	10,000	
16	水泳	第56回全国中学校水泳競技大会	8月	10,000	

No.	種目	大会名	開催月	金額	備考
17	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	8月	10,000	
18	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	8月	10,000	
19	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	8月	10,000	
20	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	8月	10,000	
21	卓球	全日本卓球選手権大会（マスターズの部）	10月	10,000	
22	水泳	ジャパンオープン2016	5月	10,000	
23	陸上（棒高跳び）	日本陸上競技選手権大会	6月	10,000	
24	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	8月	10,000	
25	水泳	第92回 日本学生選手権水泳競技大会	9月	10,000	
26	水泳	第71回国民体育大会水泳競技大会	9月	10,000	
27	スキー	第41回全日本マスターズスキー選手権八幡平APPI大会	3月	10,000	
28	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 春季水泳競技大会	3月	10,000	
29	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 春季水泳競技大会	3月	10,000	
30	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 春季水泳競技大会	3月	10,000	
31	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 春季水泳競技大会	3月	10,000	
32	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 春季水泳競技大会	3月	10,000	
33	水泳	第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ 春季水泳競技大会	3月	10,000	
合計				330,000	

○久喜市スポーツ競技大会出場選手奨励金交付要綱

平成22年3月23日

教育委員会告示第44号

(目的)

第1条 この告示は、国際大会、国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選手権大会、全日本選手権大会その他これらに準ずると市長が認める大会で、国内にて開催される大会（以下「スポーツ競技大会」という。）に出場する市民等に対し、奨励金を交付することにより、市における各種運動競技の振興を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 奨励金の交付の対象は、市内に居住している者、通勤若しくは通学している者（市内で活動している者に限る。）又は市長が認める市内の団体で、スポーツ競技大会に出場する個人又は団体とする。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、予算の範囲内で別表のとおりとする。

(奨励金の交付申請)

第4条 個人又は団体の代表者は、奨励金の交付申請をしようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ競技大会出場選手奨励金交付申請書（様式第1号）
- (2) 出場するスポーツ競技大会の開催要項等の写しその他市長が必要と認める書類
- (3) 団体で参加する場合、当該団体の構成員名簿

2 交付申請書の提出期限は、大会前とする。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、スポーツ競技大会出場選手奨励金交付決定（不交付決定）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(報告)

第6条 奨励金の交付申請をした個人又は団体の代表者は、スポーツ競技大会から帰還後、速やかにスポーツ競技大会出場選手報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還等)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為によって奨励金の交付を受け、又は受けようとしたことが判明したときは、奨励金の全部若しくは一部の返還を命じ、又は奨励金の交付決定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鷲宮町スポーツ競技大会出場選手奨励金交付要綱（平成13年鷲宮町告示第22号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

個人で参加する場合	個人に 10,000円 (ダブルス等の場合 1人に10,000円)
団体で参加する場合	出場選手が3人以上9人未満 団体に 30,000円
	出場選手が9人以上 団体に 50,000円

備考

県選抜等で、そのメンバーの一員となる個人については交付するものとする。
団体で参加する場合、当該団体に属する個人には交付しないものとする。